

# 主な用語のご説明

用語	説明
約款	当社があらかじめ定めた保険契約の内容(とりきめ)のことです。約款には、基本的なとりきめを記載した「普通保険約款」と、主契約に付加することができる「特約」があります。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
被保険者	保障(保険)の対象となる人のことをいいます。
受取人	保険金を受取る人のことをいいます。なお、契約者が保険金受取人として指定し、保険証券に表示されている人を指定受取人といいます。
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお受取りいただけるお金のことです。
給付金	不慮の事故により身体に障がいが生じたときまたは不慮の事故や疾病により入院や手術もしくは通院をされたときなどにお受取りいただけるお金のことです。
保険料	契約者からお払い込みいただくお金のことです。
告知日	契約申込みの際などに被保険者から、ご自身の健康状態などについて当社に告知していただく日のことをいいます。
給付責任開始の日	契約の保障が開始される日のことをいいます。
契約日	契約日は契約締結の際の給付責任開始の日としますが、保険種類や保険料の払込方法などによっては、別の日を契約日とすることがあります。
保険期間	当社が保障を行う期間(給付責任を負う期間)のことをいいます。保険期間は契約日(契約を更新した場合は更新日)から始まります。
告知義務と告知義務違反	当社が質問する事項について、被保険者が自身の健康状態などの事実をありのままに正しくもれなく告知いただく義務のことを「告知義務」といいます。当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったり、事実と異なる内容の告知をした場合には、「告知義務違反」として契約が解除されることがあります。
支払事由	保険金や給付金をお受取りいただける場合のことです。
免責事由	支払事由が発生しても、保険金や給付金をお受取りいただけない場合のことです。
解除	告知義務違反があった場合などに、当社が契約を消滅させることをいいます。
失効	保険料のお払込がないまま払込猶予期間が過ぎた場合や、契約者に対する現金貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえ、かつ所定の金額の払込がなかった場合に、契約の効力が失われ、保障がなくなることをいいます。
復活	失効した契約をもとの有効な状態に戻すことをいいます。